

積立式定期預金<リピート型>

(2016年1月4日現在)

1. 商品名	・積立式定期預金<リピート型>
2. ご利用いただける方	・個人のお客さま
3. 期間	・1年以上15年以内（1か月の据置期間を含みます）
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額	・定例預入（口座振替にて取り扱います）および随時預入 ・1回当たり1,000円以上1円単位
5. 払戻方法	・各受取日にあらかじめ指定された口座に払い戻します ・初回受取日は契約日から6か月以上5年以内の任意の日を指定していただきます ・初回受取日以降はあらかじめ指定された受取周期ごとに目標日までの受取日が設定されます。受取周期は6か月・1年・2年・3年から選択していただきます ・受取日前に払い戻す場合は以下の方法によります 〈口座解約〉預入額全額を払い戻し、同時に口座を閉鎖する方法 〈一部支払〉預入期間2年以上で預入日から6か月を経過した明細の一部(1万円以上)を払い戻す方法 〈明細支払〉預入番号を個別に指定して払い戻す方法 〈概算支払〉払戻希望金額を指定し払戻元金が指定金額以上になるまで払い戻す方法 ※受取日前に払い戻す場合には中途解約利率が適用されます
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・各預入時における次回受取日（または目標日）を満期日とするスーパー定期の店頭表示の利率を適用します ただし、預入日から次回受取日までの期間が1か月未満の場合には、次々回受取日を満期日とするスーパー定期の店頭表示利率を適用します ・払戻日に一括して支払います ・スーパー定期の計算方法を適用します
7. 税金	・20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ※マル優（少額貯蓄非課税制度）の取り扱いができます
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・定例預入は普通預金等からの自動振替によります ・1回当たりの預入金額は年2回まで増額ができます
10. 中途解約時の取り扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻します ・6か月未満 解約日における普通預金の利率 ・6か月以上1年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70% ・1年以上2年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70% ・2年以上3年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70% ・3年以上4年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率×70% ・4年以上5年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「4年」利率×70%
11. その他参考となる事項	・預入日から次回受取日までの期間が1か月未満の場合は、次々回受取日を満期日とするスーパー定期としてお預りします ・各受取日に払い戻されなかった場合も自動継続は行わず、満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します ・キャッシュコーナーからも預入ができます 現金入金（ATMから現金入金）…1取引10,000円以上1円（店舗外ATMは千円）単位で最高100万円まで 振替入金（キャッシュカードで振替）…1取引10,000円以上1円単位 ・目標日に自動受取した口座および残高のない口座は目標日の翌月末に閉鎖して通帳が無効となります。口座閉鎖日以降は通帳記帳できません ・預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者1人あたり決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます
12. 金利情報の入手方法	・金利については窓口でお問い合わせください
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人 全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772